

事例番号:360043

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日 予定日超過のため分娩誘発目的で入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 41 週 1 日

10:30 プロピントル挿入

妊娠 41 週 2 日

8:30 プロピントル挿入、陣痛開始

9:40 オキシシン注射液投与開始

13:45 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動中等度、繰り返す高度遅発一過性徐脈を認める

15:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で繰り返す高度変動一過性徐脈や高度遷延一過性徐脈、基線細変動減少を伴う高度遅発一過性徐脈や遷延一過性徐脈または徐脈を認める

17:01 胎児機能不全疑いで子宮底圧迫法併用による吸引分娩により  
児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 2 日

(2) 出生時体重:3400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.27、BE -6.1mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分3点、生後5分3点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、帽状腱膜下血腫、出血性ショック、播種性血管内凝固症候群

(7) 頭部画像所見:

生後14日 頭部MRIで多嚢胞性脳軟化症を呈し低酸素性虚血性脳症の所見、および帽状腱膜下血腫を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医4名、小児科医6名

看護スタッフ:助産師8名、看護師5名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児の低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 低酸素・酸血症の原因は、分娩経過中に生じた臍帯血流障害および出生後の帽状腱膜下血腫による出血性ショックの両方であると考ええる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠41週1日で分娩予定日超過のため分娩誘発目的で入院し、陣痛誘発に際して文書による説明を行い、同意を得たことは一般的である。

(2) 妊娠41週1日、オキシトシン(子宮内用量120mL)挿入後、12時44分から16時40分まで分娩監視装置による連続モニタリングを行っていないことは基準を満たしていない。

- (3) 妊娠 41 週 2 日、オキシトシン挿入後、分娩監視装置装着から 55 分後にオキシトシン注射液の投与を開始したことは基準を満たしていない。
- (4) オキシトシンおよびオキシトシン注射液使用中に分娩監視装置を連続的に装着したことは一般的である。
- (5) オキシトシン注射液の開始時投与量は一般的であるが、増量方法は 24mL/時間、120mL/時間に増量した時刻について診療録に記載がないため評価できない。増量した時刻について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (6) 妊娠 41 週 2 日 13 時 45 分頃以降、胎児心拍数陣痛図にて胎児機能不全を示す胎児心拍数波形レベル 3-4 が連続的に出現している状況で、分娩までオキシトシン注射液の投与を継続したことは一般的ではない。
- (7) 妊娠 41 週 2 日 16 時 35 分に胎児機能不全の疑いで急速遂娩の方針としたことは一般的であるが、子宮口開大 9 cm、児頭の位置 Sp+2 cm の状況で、吸引分娩を選択したことは選択肢のひとつである。
- (8) 子宮底圧迫法併用による吸引分娩の実施方法(吸引術 3 回、総牽引時間 7 分)は一般的である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (10) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクおよびチューブ・バッグによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」の分娩誘発を目的とした頸管熟化・拡張法の注意事項を確認するとともに、それを遵守する必要がある。
- (2) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用法(胎児機能不全出現時の減量・中止、オキシトシンとの併用)については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を確認し遵守する必要がある。
- (3) オキシトシン注射液を増量した時刻について診療録に記載することが望まれる。
- (4) 妊産婦および家族から意見が多く提出されているため、医療従事者は妊産

婦および家族と円滑なコミュニケーションを行うよう努力することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。